

定款変更について

1 変更の内容

条文の変更内容は、以下の対照表のとおりです。

条文	新	旧
第64条	この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。	この法人の公告は、官報に掲載して行う。

変更した時期 : 平成29年5月19日

2 変更の理由

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が、平成29年4月1日に施行されたため。